

入札監理小委員会における審議の結果報告
国立病院機構の物品調達業務

国立病院機構の物品調達業務については、平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの契約により、民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項案を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 実施要項案の変更について

【論点】

- (1) 当該事業の対象となる病院数を拡大していくべきではないか。
- (2) 品目検索の利便性を向上させるべきではないか。
- (3) アンケート調査において、「はい」と「いいえ」の中間の意見を拾い上げるべきではないか。
- (4) 納品期限を緩和することは可能か。
- (5) 当該事業で取扱う品目数を増やしていくべきではないか。

【対応】

- (1) 当該事業の対象となる病院数を 40 から 56 に拡大した。
(2. (2) (1～2 ページ))
- (2) 品目検索の利便性を向上させるための方策として、
 - ア 提案事項として以下を追記し、別紙 3「提案書評価基準」(28～30 ページ)に規定した。(2. (3) ① (2 ページ))
 - ・機構向けのオリジナル紙カタログの用意ができることが望ましい。
 - ・商品毎に「品目リスト(別紙 1)」と同様の品番を付し、その番号で検索できることが望ましい。
 - イ 「商品検索に活用するため、品目リストに沿った商品マスターデータを Excel 形式で機構本部へ提出すること。」を追記した。(2. (3) ① (3 ページ))
- (3) 回答の選択肢に「変わらない(又はどちらともいえない)」を設定した。(別紙 2 (26 ページ))
- (4) 条件を緩和して入札参加業者を増やすために、納品期限を 1 日延長して 4 営業日以内に変更した。(2. (3) ③ (4 ページ))
- (6) 品目数を 597 から 647 に拡大した。(別紙 1「品目リスト」(16～25 ページ))

2. 実施期間について

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで。

※公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）別表抜粋

平成26年4月以降は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）において、平成26年4月に（独）国立病院機構は固有の根拠法に基づき設定される法人に移行することとされたことから、現在、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において新しい法人制度の在り方について検討しており、これらの結果を踏まえ検討する。

3. パブリックコメントの結果について

平成24年12月21日～平成25年1月11日の間、意見募集を行った結果、寄せられた意見等はなかった。

以 上